住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金 (3万円/1世帯) のご案内 受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (1世帯あたり 3万円) は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から10月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、<u>手続きが必要</u>です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3 万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受領した後、 決定通知にてお知らせします。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度 「**住民税均等割が非課税」** の世帯 令和5年1月~10月の収入が 減少し「住民税非課税相当」 の収入となった世帯(家計急変世帯)

両方を受給することは出来ません

邑楽町から確認書が届きます (要返送)

※一部申請が必要な場合があります 令和5年6月1日時点で邑楽町に住民登録 がある非課税世帯へ確認書が送付されます。

対象者には7月中に送付します

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請締切:令和5年10月31日(火)

令和5年6月1日時点で邑楽町に住民登録 があり、該当する方は申請してください。

【申請書配布先】邑楽町役場 福祉介護課

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、邑楽町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、邑楽町役場福祉介護課に返信してください。【確認事項】
 - ①世帯全員が住民税が課税されている方の扶養を受けていないか。
 - ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないか。
 - ③記載された給付金振り込み先口座に誤りがないか。(記載がない・変更がある場合必要書類の添付が必要)

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に邑楽町役場福祉介護課に

<u>返信してください</u>。

Ⅲ 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月から10月までの平均した1か月収入×12倍)が 市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安(邑楽町の場合)単身の場合:93万円以下、扶養親族が1人の場合:137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに 邑楽町役場福祉介護課の窓口に直接ご提出ください。



収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を 申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!





自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

邑楽町役場 福祉介護課

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」窓口



0276-47-5022

受付時間 平日8:30~17:15

(土日・祝祭日を除く)